

第63回 札幌市緑の審議会

札幌市
みどりの基本計画

中間答申（案）

平成22年6月17日

目次

【本編】 はじめに

A 札幌市みどりの基本計画とは	006
B 改定の背景と目的	007
C 計画の位置づけ	008
D 計画対象	008
E 計画の見直し年次	008
F さっぽろのみどりのはたらき	009

計画の体系

G 計画の基本理念	011
H みどりの将来像	015
I みどりの将来像図[全体配置]	016
J みどりの将来像の実現に向けた目標	018
K 計画の体系	020

推進プログラム

L 推進プログラム柱1 市民などとの協働の推進	023
① みどりにかかわる人の環(わ)をはぐくみます	024
② 市民に生きる活かされる取組みを進めます	026
③ 190万市民の知識と経験を活かします	028
M 推進プログラム柱2 街中のみどりの創出とネットワークづくり	029
④ みどりの回廊づくりを進めます	030
⑤ 都心のみどりを充実します	032
⑥ 地域らしい身近なみどりを創り・守り・はぐくみます	034

N 推進プログラム柱3 街をとりまくみどりの保全・活用とネットワークづくり 037

⑦みどりの保全や創出による環状グリーンベルトづくりを進めます 038

⑧身近な森の活用を進めます 040

⑨地球環境や生物多様性に配慮したみどりの保全と創出を進めます 042

O 推進プログラム柱4 公園の魅力の向上 045

⑩安全安心と地域コミュニティをはぐくむ公園の管理・運営を進めます 046

⑪人・まち・環境に役立つ公園の機能を充実します 047

⑫市民ニーズを踏まえた利活用の促進を図ります 049

計画の進行管理

P 計画の進行管理 051

【活用編】

協働による取組みの指針(活動事例をもとに)

A 地域のみどりづくりや守り・育てる担い手の主な役割 060

B 地域の特徴を活かした活動の取組みについて 061

C 住宅地での活動の取組み 062

D 商業・業務地での活動の取組み 074

E 川沿いでの活動の取組み 080

F 里山での活動の取組み 085

G 里地での活動の取組み 090

H 制度・支援メニュー一覧表 094

【本編】

はじめに

※緑の基本計画

市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称で、1994年の都市緑地保全法(現・都市緑地法)改正で創設され、樹林地、草地、水辺地など都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について定める緑に関する総合的な計画である。

緑地の配置の方針や緑地保全地区内の緑地の保全に関することなど地域の実情に応じて定めることとなっており、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が地域の実情に応じた施策を講じることが基本であることから、緑の基本計画の策定主体は市町村とされている。

※札幌市緑の基本計画

札幌市では、札幌市緑化推進条例に基づいて昭和57年(1982年)に策定し、平成11年(1999年)に都市緑地保全法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」として策定した。

※「緑」の使用について

固有名詞表記や引用文、緑化などの熟語については漢字の「緑」を使用します。

A 札幌市みどりの基本計画とは

環境への意識が高まり、地球規模の自然環境の保全や低炭素型社会の構築、多様な生物との共生など、持続可能な社会のしくみづくりへの変革が進められています。一方、少子高齢化への対応、災害に強いまちづくりの推進、安全で快適な生活環境づくりなど、社会をとりまくさまざまな課題に対しても、みどりが果たす役割への期待は、今後ますます多様に、かつ大きくなっていきます。

札幌は、わが国でも有数の大都市でありながら、多様な動植物相に恵まれています。この自然と調和した都市環境を将来にわたって守っていくことは、今日の私たち札幌市民に課せられた使命です。

こういったなか、札幌市みどりの基本計画は、これからの時代に向けて環境保全、防災、景観形成、レクリエーションといったみどりが持つさまざまな機能を十分発揮させるとともに、長期的なみどりの将来像を見据えながらのその保全・創出を進めていく際に、次代のみどり豊かな札幌のまちづくりのための総合的な指針となるものです。

また、みどり豊かな札幌のまちづくりを推進するためには、行政の施策や取組みのみではなく、市民の参画や協働によるみどりにかかわる活動を実践する必要があることから、このみどりの基本計画は、190万人市民一人ひとりのみどりのまちづくり活動の道しるべになるものです。

<みどりの定義>

この計画では、札幌市内における公園、森林、草地、農地、河川や湖沼池のほか、民有地を含めたすべての緑化されているスペース、さらには樹木や草花(コンテナや鉢などに植えられたものも含む)などを包括する言葉を、「みどり」と定義します。

この「みどり」の定義を受け、今回の改定では、「札幌市緑の基本計画」から「札幌市みどりの基本計画」と計画名称を改めています。